

「令和6年度『京・資源めぐるプラン』の中間見直しに向けた基礎調査」
に関する質問への回答

Q1 公募要領に記載のア～オの提出書類について、正本1部には社名を記載し、副本6部には社名を記載しないという理解でよろしいでしょうか。（公募要項2ページ5項）

A1 正本1部は代表者印を押印したもの、副本6部は正本をコピーしたもの、もしくは代表者印を押印していないものを提出してください。副本にも社名の記載をお願いいたします。

なお、押印は提出資料ア及びイをお願いいたします。

Q2 公募要領に記載のア～オの提出書類全てについて、押印は不要という理解でよろしいでしょうか。（公募要項2ページ5項）

A2 A1を御確認ください。

Q3 SDGsに関する取り組みについて、「エコアクション21」の登録も評価していただけると解してよろしいでしょうか。（公募要項2ページ5項(1)エ）

A3 そのとおりです。

Q4 プレゼンテーションで用いるパワーポイントは提出した提案書の内容に基づきプレゼンテーション用に作成したものを使用してよいという解釈でよろしいでしょうか。（公募要項4ページ6項(1)）

A4 そのとおりです。

Q5 プレゼンテーションには、応募者側から参加人数の制限はありますでしょうか。また、説明、質疑回答等は、統括管理技術者がしなければならない等の制約はありますでしょうか。(公募要項 4 ページ 6 項(1))

A5 応募者側の参加人数は 4 名までとさせていただきます。また、説明、質疑回答者に制約はありません。

Q6 プレゼンテーションで使用する機材は各自で持参させていただければよろしいでしょうか。また、プレゼンテーションの要項は参加申込みをした者に別途ご連絡いただけると解してよろしいでしょうか。(公募要項 4 ページ 6 項(1))

A6 投影用の 75 型モニター、接続用の HDMI ケーブル、電源は本市が用意いたします。その他必要な機材は各自で御持参ください。また、応募者には、プレゼンテーションの時間、場所、当日の流れを別途御連絡いたします。

Q7 審議会の資料としての活用が予定されていること、審議会資料の作成は貴市職員で対応ということは分かりましたが、本業務委託期間中の審議会について、受託者から統括管理技術者、担当技術者等の同席の必要はありますでしょうか。(仕様書 2 ページ 5 項)

A7 同席は必須ではありませんが、審議会の議論を調査に反映すべき場合が想定されるため、速やかに審議会の議論内容を把握いただきたいと考えています(オンラインでの傍聴又は音声データの提供可)。

Q8 本業務委託期間中の審議会について、議事録作成の業務は仕様書に含まれていないと解してよろしいでしょうか。(仕様書 2 ページ 5 項)

A8 そのとおりです。